亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例をここに公布する。 令和4年6月30日

亀山市長 櫻 井 義 之

亀山市条例第18号

亀山市国民健康保険税条例の一部を改正する条例

亀山市国民健康保険税条例(平成17年亀山市条例第158号)の一部を次のように 改正する。

次の表の改正前欄に掲げる規定の下線を付した部分をこれに対応する改正後欄に掲げる規定の下線を付した部分のように改める。

J 紀足り T MX 在刊 しに即力のように以める。 		
	改正後	改正前
	附則	附則
	(新型コロナウイルス感染症の影響に	(新型コロナウイルス感染症の影響に
	よる収入の減少等における国民健康保	よる収入の減少等における国民健康保
	険税の減免の特例)	険税の減免の特例)
	20 令和2年2月1日から令和5年3	20 令和2年2月1日から令和4年3

月31日までの間に納期限(特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から14日以内に行われていた

月31日までの間に納期限(特別徴収の方法により徴収する場合にあっては、老齢等年金給付の支払日。以下この項において同じ。)が定められている国民健康保険税(国民健康保険税の被保険者の資格を取得した日から14日以内に国民健康保険法第9条第1項の規定による届出が行われなかったため令和2年2月1日以後に納期限が定められている国民健康保険税であって、当該届出が国民健康保険税の資格を取得した日から14日以内に行われていた

ならば同月1日前に納期限が定められ るべきものを除く。) の減免について は、新型コロナウイルス感染症(病原 体がベータコロナウイルス属のコロナ ウイルス(令和2年1月に、中華人民 共和国から世界保健機関に対して、人 に伝染する能力を有することが新たに 報告されたものに限る。) である感染 症をいう。) の影響による収入の減少 等により著しく納税の能力を欠き、又 は失った者は、第28条第1項に規定 する国民健康保険税の減免の要件を満 たすものとして、同項の規定を適用す る。この場合における第28条第2項 の規定の適用については、同項中「提 出しなければならない」とあるのは、 「提出しなければならない。ただし、 市長は、これにより難い事情があると 認めるときは、別に申請期限を定める ことができる」とする。

ならば同月1日前に納期限が定められ るべきものを除く。) の減免について は、新型コロナウイルス感染症(病原 体がベータコロナウイルス属のコロナ ウイルス(令和2年1月に、中華人民 共和国から世界保健機関に対して、人 に伝染する能力を有することが新たに 報告されたものに限る。) である感染 症をいう。) の影響による収入の減少 等により著しく納税の能力を欠き、又 は失った者は、第28条第1項に規定 する国民健康保険税の減免の要件を満 たすものとして、同項の規定を適用す る。この場合における第28条第2項 の規定の適用については、同項中「提 出しなければならない」とあるのは、 「提出しなければならない。ただし、 市長は、これにより難い事情があると 認めるときは、別に申請期限を定める ことができる」とする。

附則

この条例は、公布の日から施行する。